

令和8年度
伝統工芸品販売ブーストアップ事業補助金

募集要領

<お問い合わせ先>

福井県 産業労働部 商業・市場開拓課 伝統工芸室

〒910-8580 福井県福井市大手 3-17-1 (福井県庁 4階)

TEL:0776-20-0377 FAX:0776-20-0645 E-mail : syokai@pref.fukui.lg.jp

令和8年3月

福井県産業労働部

1 補助金の目的

県内の伝統工芸事業者が、首都圏、福井駅前、各新幹線駅前、周辺の観光地などで伝統工芸品をPR、販売するために開催する個展、展示会等を支援し、伝統工芸事業者の販路開拓および産業観光の促進につなげることを目的とする。

2 事業内容等

(1) 補助対象事業

展示会、個展、販売会等、伝統工芸品のPR・販売拡大活動

※令和8年度より新たにチャレンジする出展や取り組みを評価し、優先的に採択するため、下記の事業は原則対象外である。

- ・毎年出展している催事等で定例的な出展（前回出展時からの改善のための新しい取り組みがあれば、対象となるため、事業計画書にて取り組みを記載すること）

(2) 補助対象者

県内伝統工芸の製造事業者（個人事業者含む）等

※「県内伝統工芸の製造事業者等」とは、福井県内に本社を有する伝統的工芸品、郷土工芸品の製造業（日本標準産業分類の大分類E）、および卸売業（日本標準産業分類の大分類I（企画のみを行い製造は県内伝統工芸の製造業者等に委託をする者を含む））のこととする。

※複数の企業・団体が共同で開催する事業については、代表企業を決めて申請するものとし、構成する企業・団体のうち半数以上が伝統工芸事業者であることとする。

(3) 補助率および補助上限額

今回の申請を含めたこれまでの申請回数が、

① 1回～3回目の場合：補助率 3/4 補助上限額 50万円

② 4回目の場合：補助率 1/2 補助上限額 30万円

※申請回数は、これまでの伝統工芸品販売ブーストアップ事業補助金申請回数です。

ただし、令和5年度内に複数回申請している場合は1回と数えます。

(R5に2回、R7に1回、R8に1回申請している場合→3)

※同じ年度内に複数回分の事業についてまとめて申請可能とする。

※同じ年度内に複数回事業を実施する場合でも、1者あたりの補助金は上記補助上限額までとする。

(4) 事業の対象となる期間

交付決定日から令和9年3月31日（水）まで

※契約、発注、納入、検収、支払等すべての事業手続きを事業対象期間に終えることとする。

(5) 補助対象経費

経費区分	内容	
PR・ 販売拡大	旅費	従業員の交通費、宿泊費 等
	会場費・出展費	会場使用料（付帯設備費含む）、出展料 等

活動経費	印刷・広告宣伝費	印刷物の作成・製本費、広告宣伝費 等
	通信・運搬費	案内・DM送付料、運送料 等
	委託料	会場設営費、展示のためのディレクション費 等

【補助対象経費の取扱いに関する注意点】

- ・補助対象経費は、補助事業者が補助事業の実施に要する経費のうち、補助対象期間中に発注し、納品、支払いを終えたものに限る。交付決定日前に発注、契約等を実施したものは、補助対象外。
- ・消費税および地方消費税を含む公租公課、謝金、不動産の購入費、保証金、敷金、各種保険料、借入金などの支払い利息及び遅延損害金等は補助対象外。
- ・その他対象外となる経費は下記のとおり。
 - ICクレジットカード等の基本料、初回登録料、保守経費、運営経費に要する経費、振込手数料、飲食費、接待費、交際費、遊興、娯楽に要する費用、人件費および通常の営業にかかる経費、直接売上や利益につながる費用（ただし、当該事業で作成するパンフレットやホームページ等による宣伝・広告の際に、当該体験メニューの説明や価額、申込方法等を記載することはこの限りではない。）、他の国、県、市町の補助金により補助対象となっているもの、その他、公的資金の使途として社会通念上、不適切と判断する経費（風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条により定める営業内容等）
- ・補助対象経費により取得した物品等については、注文書（発注書）控、仕様書、納品書、請求書、振込明細書、領収書等の証拠書類等を整備、保管が必要。
- ・交付額の確定については、第三者が確認できる資料（契約書、納品書、請求書、領収書、振込明細書、設計図、写真等）および購入物品等より確認する。
- ・補助対象経費の支払については、原則銀行振込により支払うこと。回し手形、相殺での支払は補助対象外。
- ・銀行振込等で支払う場合は、補助対象経費のみの支払いを行うこととし（他の支払と混合しない）、振込手数料は補助対象外とする。ただし、振込手数料が仕入先等の負担となる場合には、振込額と振込手数料の合計額が支払額となるので、当該振込手数料を補助対象とする。やむを得ず他の支払と一括した場合には、補助対象経費及び他の経費と区分できる明細を整備、保管が必要。
- ・書類等の整備、保管の期間は交付要綱に基づき、補助事業が完了した日の属する県の会計年度の終了後5年間とする。
- ・「補助事業が完了した日」には、展示会、販売会等のイベントを実施し、補助事業に係る全ての支払を完了していなければならない。

3 募集期間

令和8年3月31日（火）～令和8年4月10日（金）

4 提出書類

- ア 事業計画書かがみ（様式第1号）
- イ 事業計画書（様式第1号（様式第2号）-別紙1）
- ウ 収支予算書（様式第1号（様式第2号）-別紙2）

エ 福井県税の納税状況の確認に関する同意書（様式第1号（様式第2号）-別紙3）
オ 消費税および地方消費税について未納税額がない旨の証明書（発行から2か月以内のもの）
カ 会社概要（パンフレット）または職人（作家）経歴書等
※ア～エについては、福井県のホームページより様式をダウンロードしてください。
※複数の企業・団体が共同で申請する場合は、エ～カについてすべての企業・団体分を提出してください。
※カの納税証明書については、税務署での発行の他に、オンライン請求ができます。
（e-Tax ホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp>）
電子証明の場合はデータもしくは印刷物、そうでない場合は原本を提出してください。

5 応募方法

上記の書類をもれなく提出してください。（メールもしくは郵送）
※応募受付後、記載内容をもとに選考を行います。
提出書類イ、ウは選考委員会に共有されます。

【提出先・問い合わせ先】

福井県 産業労働部 商業・市場開拓課 伝統工芸室
〒910-8580 福井県福井市大手 3-17-1（福井県庁 4階）
TEL：0776-20-0377 FAX：0776-20-0645
E-mail：syokai@pref.fukui.lg.jp

6 交付決定

交付決定日以降、補助対象期間内に発生した経費を補助対象経費とします。また、交付決定日前の支払いは対象経費として認められませんので、ご注意ください。

※補助対象とならない例

- ・交付決定前に展示会へ申し込みをし、支払いをした場合
- ・交付決定前にホテルの予約と同時に事前決済をした場合

7 補助金の支払

原則、精算払いとします。事業完了報告書を受領後、検査の上補助金額を確定し、支払いします。ただし、特に必要があるときは、概算払いも可能です。

伝統工芸品販売ブースアップ事業補助金 注意点

補助事業者について

複数の企業・団体で開催、出展される際の注意事項を以下のように追加しました。
「※構成する企業・団体のうち半数以上が伝統工芸事業者であることとする。」

事業の対象となる期間

「交付決定日 から 令和9年3月31日(水)まで」が事業対象期間となります。

必ず交付決定後から事業を開始し、期間内に全ての支払いを終了させるようにしてください。

※審査後に採択された時点から交付決定までの期間の事業については事前着手の申請を受け付けます。事前着手の申請をされる場合は、お早目にご相談ください。

交付決定方法

令和8年度から選考によって交付決定を行います。先着順ではありませんので、ご注意ください。

選考後に交付決定手続きを行い、原則、交付決定後に実施した事業が対象となります。

補助対象経費

令和6年度からは、「講師・専門家等の旅費」、「謝金」、「事務費」が補助対象外になりました。展示会・販売会等の本体に係る経費のみを対象とし、関連イベント等(ワークショップ等)に係る経費は対象外となります。消耗品なども対象外となりますのでご注意ください。

<改正後の補助対象費一覧>

経費区分	内容	
PR・ 販売拡大 活動経費	旅費	従業員の交通費、宿泊費 等
	会場費・出展費	会場使用料(付帯設備費含む)、出展料 等
	印刷・広告宣伝費	印刷物の作成・製本費、広告宣伝費 等
	通信・運搬費	案内・DM 送付料、運送料 等
	委託料	会場設営費、展示のためのディレクション費 等